

## 令和元年度第1回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和元年7月5日（金）14時～16時

2 場 所 奈良県文化会館 第1会議室

3 出席者 【委 員】 8名（欠席5名）

【事務局等】 13名

### 4 概 要

（1）いじめ対策に係る今年度の取組について

事務局〔資料1に基づいて説明〕

学校関係、関係機関の各委員から報告

#### A委員

所属する学校での取組を紹介する。小・中・高の各校で、いじめ防止基本方針を掲げ、保護者に毎年説明している。小学校では、毎月、いじめ防止対策委員会を開き、いじめの事案がないかどうか、小さな事案も含めて取り上げている。中・高では、毎週、学年主任や校務分掌長が集まる中で、生徒の情報交換をしながら対応している。6月には、いじめに関するアンケートを小・中・高の各校で実施した。

いじめの認知について、以前に比べて増えたと感じることはない。一つは、子どもたちの中に、「こういうことをしたらいじめだ」という認識が広がってきた。相手の悪口を言うことはあるが、その後でハッと気付く場面が出てきている。もう一つは、嫌なことを言われた子、された子が「それは嫌です、いじめられています。」と発言できるようになってきた。こうした取組、全国的な取組によって、子どもたちの間にも浸透し、教員に相談して早い段階で収まるケースがあり、以前のように、学校側が知らず、事が大きくなってから保護者の方が来られてという事態は、今のところはない。

多いのは、携帯、スマホ、SNSによるいじめである。小学校では、オンラインゲームを小学生が既にやっている。ゲームをし、課金をするだけなら、その子たち、その子だけのことだが、そこでチャットができる。相手のことを悪く言いながら、オンラインゲームをし、お金も使っている。そういったことを日常的に行っている子どもたち、小学校の実態があると思う。スマホをよく使い始める中学生では、ネットによる悪口がある。LINEいじめ、LINE外し等々。そういう被害を受けた子たちがすぐに親に相談する、学校に相談するというケースが増えている。ただ、我々が分かっていないケースもあるかもしれない。高校生は、もう少し大人になっているので、直接悪口を言ったりしない。高校生はインスタグラムで自分の情報を載せている。そこまで情報を載せ、これが広がったときに被害に遭うよといった使い方をしているところが、直接いじめではないが、非常に危ない。保護者だけの責任とは言えないし、学校の責任だとも必ずしも言えないが、保護者とともに取り組まなければならないと思う。

#### B委員

親の立場として申し上げますと、子どももタブレットを使って、友達同士、チャットで遊べるゲームをやっている。親がどれだけ関与しているかと言えば、私自身身分からない状態で、子どもたち同士で勝手にやっている。親として無関心で、反省している。

学校でのいじめをどのラインで区別しているのか。友達をいじるのと、いじめと、その

境目はどの辺なのか、そういう難しさを最近感じる。

#### 委員長

文部科学省の考え方では、いじめられた方がいじめと言ったらいじめという定義である。

#### C委員

学校の先生や親にも言えない現状を拾い、早期発見しようと「SOSミニレター」という事業に取り組んでいる。県下の小・中学校全ての児童生徒にミニレターを配布している。今週、すべての学校に届いているところ。便箋と封筒が一体になっており、悩み事が書けるようになってきている。全ての手紙に対して、人権擁護委員、もしくは職員が返事を書いている。中には深刻なことが書かれているものもある。その場合は、関係機関と連携しながら解決に向けて対応している。

早期発見のもう一つの方法として、「子どもの人権110番」というフリーダイヤルでの電話相談を行っている。また、小学生でもスマホを持っているので、インターネットの子どもの人権相談も開設している。インターネットを通じて、相談を受けると、メールや電話など、子どもが希望する方法で返信をする取組である。

未然防止の観点で、各小・中学校で人権教室を学校の協力を得て取り組んでいる。スマホを使ったいじめが多くなっているので、NTTドコモと連携して、スマホ・携帯の人権教室を開催している。1時間の授業で、ドコモから携帯電話、スマホの安全な使い方を30分教えていただき、人権擁護委員、もしくは法務局職員が「こういう使い方をすると、いじめにつながる、人権侵害になる」と説明している。

#### D委員

県警察は、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪行為がある場合には、被害少年、あるいは保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としても必要な対応をとっている。被害少年の生命、身体の安全が脅かされているような重大事案については検挙、補導等の措置を積極的に講じている。

平成30年中のいじめとして警察が認知、調査した事案は、生徒間暴力事件と悪口に対する報復の暴行事案の2件。本年も、暴行事案を認知して調査している。

#### 委員長

臨床心理士会の活動は私から報告させていただく。臨床心理士は、奈良県にスクールカウンセラー（以下、SCという。）として採用され、いじめの認知、あるいは対応に関わっている。SCがいじめを発見する場合もあるが、SC側の認知という点では課題もあると認識しており、研修等を進めている。

その他、臨床心理士は、例えば葛城市におけるワンストップ窓口の立ち上げや、県と連携した「こころと生活等に関するアンケート」などのアンケート調査を行い、いじめ発見や未然防止活動に参加している。また県教育委員会事務局生徒指導支援室には、各地域にSCのスーパーバイザーを配置していただき、SC一人で抱えることなく、全体として抱

えていくシステムも構築しつつあるところである。

## (2) 学校現場におけるいじめの認知について

事務局〔資料2・3に基づいて説明〕

委員長

いじめの認知に関わり、事務局の要望にお応えして、発達障害児童生徒に関わるいじめ事象についてお話しさせていただく。発達障害はいじめのハイリスク群であることが心理学の研究で明らかになってきており、それに関わり専門的な見解の報告である。

発達障害は、主として自閉症スペクトラム症（ASD）、注意欠陥多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）を中心とする子どもたちのこと。発達障害は、発達に凸凹がある状態のことを意味する。人間誰しも偏りがあり、発達障害があることは、子どもが病気であるということではない。また、こうした状態は遺伝的に決定されていると考えられてきたが、最新の研究では環境も少なからず影響していると考えられるようになってきた。

ASDは、感覚過敏などの独特の知覚様式をもち、興味が限局されていたり、認知が高かったり、一方的に自分の考えを話したりするなど、その場の雰囲気を読むことが苦手である。相手の感情に配慮することが苦手であるということの特徴として診断される。

ADHDは、多動と不注意が主たる特徴で、聞いているようで聞いていない、忘れ物が多い、教室にじっと座っていることができない等の特徴が診断される。

SLDは、字を読んで理解することや書くこと、あるいは数字の理解、あるいは数学的推論の理解等が著しく困難で、学習に遅れが生じている状態に対して与えられる診断である。SLDは、これまでLDと言われてきたが、2013年、アメリカの精神医学史学会の診断マニュアル（DSM）が改定され、新しいDSM-5ではSLDという診断名になった。

これらの状態は、いずれも性格的な認知の要因、脳機能状態から生じると考えられているが、例えば虐待を受けた子どもたちはADHDの状態になることが知られている。また、ASDに関しても同様で、ごく早期、超早期の母性剥奪からASDと同じような状態を示す子どもたちがいることも2000年以降の研究で明らかになってきた。SLDは、原則として心因性を除外した診断だが、心因が絡んでいるという研究もある。こうした診断で呼ばれる子どもたちは、文部科学省の最新の調査では、全体の約6.5%存在すると言われている。このうち、ASDとADHDは他の子どもに比べて、いじめ被害、加害のいずれにも関わりやすいという研究結果がある。中京大学辻井先生の研究グループの成果で、特にASDの子どもたちは、関係性いじめ、無視されるとか、陰で悪口を言われるといういじめ、言語的いじめ、直接悪口を言われる、身体的いじめ、直接たたかれる、あるいは殴られる、いずれのいじめにおいても最も被害を受けやすい。ADHDも関係性いじめと言語的いじめにおいては被害を受けやすいことが、8,500人の調査から明らかになっている。また、ADHDは全てのタイプのいじめにおいて、いじめ加害と有意な相関を持っていることも明らかになっている。この点は、浜松医科大学杉山先生らの研究でも明らかになっている。この研究でも、ASDの子どもは特にいじめ被害に遭いやすいことが指摘されており、昨年度、私が奈良県下の某市町村と共同で、小5から中3まで悉皆で行った調査でも、ASDの子どもは有意にいじめられやすいという結果が得られたことか

らしても、ASDの子どもたちには特に留意が必要であると考えられる。また、この研究では、いじめられた子どもは、自尊心の尺度では差が出なかったが、PTSD（心的外傷後ストレス性障害）得点では、明らかに有意な差が出たことも注目に値する。

ASDの子どもたちは、通常、裏表がなく、不意打ちに弱い、からかいやすく、また、心理的に追い詰められやすいという特徴を持っている。さらに、保護者や周囲の大人が子どもの状態を受け止められずにいる場合、本人は、自分の存在を肯定されていない、つまり、生まれつき自分はだめだというふうに感じざるを得ず、その分、いじめに遭ったときに自死リスクが高まる。これは現場での臨床経験と合致する。なお、ASDは、ADHDと合併しやすい。この両者が合併している場合には、よりリスクが高まると指摘されている。ADHDの子どもたちは、不注意とかじっとしていない等の特徴からクラスで目立ちやすいが、感情コントロールが苦手な子どもも多く、被害に遭ったり、逆に加害行動になったり、いろいろ動きがあるので、特に認知において、しっかりと全体を見ていくことがよいと思う。

実際にどのように未然防止し、認知していけばよいか。いずれの事例においても、学校現場の先生方に発達障害の適切な理解を持っていただくことが大事である。彼らの繊細な感性を含めた適切な理解が必要である。近年、いじめ認知では、学校現場においてセンシティブティが注目されている。正しい知識を持って、相手の体験に寄り添う、子どもたちの体験に寄り添うセンシティブティが、発達障害に限らずいじめ認知の基本である。また、支援において、発達障害の特性に着目するだけでなく、一人の人として、全体的に子どもを理解し出会っていく姿勢が不可欠である。例えばASDの子どもは、いじめられたときに、担任の先生が「君はそのままでもいい」と言ってくれたと語り、このことは非常に自分を支えてくれたと言っている。さらに、発達障害関連のいじめ認知及び支援において重要なのは、保護者を始め、我々も含む大人がどんな子でも我が子、あるいは大事な生徒だと受け止めていける心の余裕、そして、子どものしんどさに気付くセンシティブティである。しかし、発達障害支援をさせていただいていると、例えば自分の子どもが発達障害だという診断を受けることによって、非常にショックを受けられて、もう我が子には将来はないと絶望される保護者が後を絶たないし、保護者は抑鬱的になられ、子どもへのセンシティブティが低下することもしばしば見受けられる。こういう状況を避けるために、本人だけでなく保護者への支援もできる限り早く開始するということが不可欠だと思う。発達障害支援においては、早期発見、早期支援が大事なポイントであるが、現在、全国的に発達障害支援において、大きな地域差があると言わざるを得ない。

早期に具体的な支援として、例えば発達健診等で発見して、専門的支援につなぐ。具体的には、例えばペアレントトレーニングや、応用行動分析というような認知行動療法的支援もある。関係発達支援、あるいは子どもの自主性を尊重したSCERTSモデルという療育プログラムが最近注目されているが、そうした療育プログラムを実施できる機関の整備、あるいは子どもの主体性の育成を重視する遊戯療法などの提供ということが必要になってくると思う。また、近隣各県ではキンダーカウンセリング等、あるいは保育所での保護者のカウンセリング等も実施されており、こうした施策も有効ではないかと考える。また、私見だが、今後は幼稚園、保育園のみならず、発達健診を行っている保健センターと教育現場との連携なども発達障害者支援においては視野に入れる必要があると考える。

最後に加害児童生徒への支援について、辻井先生の研究で、いじめ加害児童生徒とADHDの関連が指摘されている点だが、加害児童生徒へのサポートが必要であるということは、本協議会が立ち上がった1回目に既に指摘されていた。この点に関して、本県でも社会福祉士の先生方に活躍いただいているほか、心理関係では、アンガーマネジメント等のプログラムや教育相談体制の充実等に取り組んでいただいているが、子どものADHDの状態における虐待問題等も課題がまだ山積していると認識している。この点に関しても一層の施策が望まれると考える。

#### E 委員

いじめられている子どもたちは学校に言いにくいことを、「SOSミニレター」でアクセスがしやすいようになっているのか。実際にどれぐらいの報告があったのか知りたい。また、どのような用紙なのか。

#### C 委員

「SOSミニレター」は、学校と連携し、子どもに対して、秘密厳守を前提で配布している。便箋と封筒が、1枚の用紙になっており、学校で配布いただき、子どもたちはそれを家に持って帰って、記入し、それを切って折って、糊付けすれば誰にも見られずに届く仕組みである。返信は、自宅にレターを返すほか、学校に送って先生から渡してもらうこともある。返信方法は、本人がどういう形で返してほしいか選べる。昨年、ミニレターが届いた件数は約120件である。

#### E 委員

そういう場合は、外部の機関が学校に入っていくことが難しいのではないと思う。被害者に対しては関わるができるかもしれないが、学校やその関係者に対してアプローチしにくいと思うが。

#### C 委員

教育現場に啓発機関が入っていくことは、できないだろうと考えている。ただ、学校の先生にも、安全配慮義務があるので、いじめが起こったときに、「御存じですか」ということをまず促し、知っておれば、「どういう対処されてますか」と学校側と情報交換を行い、今後の見守り体制の構築を依頼している。

#### E 委員

子どもにとっては学校に知られたくないという場合もあるかと思うが。行き詰まってしまふことはないか。

#### C 委員

いじめに関して、学校に知られたくないというのはあるかと思う。ただ、子どもに対して返事を書くときは、「学校の先生に相談することもできるし、まず親に相談しましょう。親にも学校の先生にも相談できなかつたら、誰か親しい友達に相談できませんか。もしよ

ろしければ、法務局から学校等にお伝えすることもできますよ。」といった返事を書かせていただいている。

#### E 委員

学校に対して本当に信頼が高ければいいと思うが、この前の悲惨な事件でも、学校の対応がまずかった。学校が、子どもの訴え（親の暴力）を親に言ってしまったことがあった。その辺、少し心配な点はある。学校に伝えただけで、学校がいじめている人に対応しようとして、それがまずくて、子ども同士の関係がもっと悪くなるということが今までなかったのかどうかも心配である。

#### C 委員

少なくとも、ここ2、3年の間で、学校と連携を行ったために、相談者と学校の関係がひどくなった案件はない。学校の先生にお伝えするときに、子どもたちとの間で秘密になっていることを前提に、お願いしている。学校に連絡したことによって、様子がおかしいということを感じていただけたらと思うので、そのときに、先生から、「最近どうしたの。」と声をかけていただくことによって、子どもが先生に信頼をもって話ができる、そういうきっかけが作れたらよい。

未然防止では、保護者向けに啓発活動も行っている。

#### F 委員

学校における子どもたちのコミュニケーションについての課題や保護者への関わり方について、具体的な対策、工夫、実践はあるか。

#### A 委員

特定の子に発達に課題を抱える部分がある。普通に親しくAさんとBさんが話をしている。そこに、突然、C君という子が、「おはよう、元気。」と言って、肩を後ろからたたいてくる。「何すんの。」ということになる。「おはよう。」と声をかけて、正面から、「何の話してるの。」と言え、コミュニケーションは始まると思うが、そういった関わりを「もうやめてね。」「わかった。」とやりとりがあるのに、また次の日に同じような行動をするといったことがある。一回経験したことが学習として定着しない子がいる。男子同士だと、「いいかげんにしときや。」と言って、はねのけされることがある。我々の支援として、関わり合いの下手な子だけではなく、全体的に、「こういったときにはこうしよう。」と小学生で言われてるはずだが、中学生の段階からホームルーム等でもう一度言っている。

保護者の中でもいろんな立場の方がおられる。大きい声で意見を言った人の話が通ってしまうが、多くの方がそれを不満に思っておられ、保護者の関係が必ずしもうまくいかない。また、子どもを通じて、「あの子のところには近づきなや。」といった話が出てきたりする。子どもたちには言えても、保護者にそういったことで保護者同士、仲よくしましようというのは、なかなか保護者を集めて言えないところなので、一般論として言うに止まっている。

## A 委員

発達障害支援のところ、遺伝だけでなく、環境も少なからず影響し、脳機能の状態や虐待等も影響するということから、小さいときからゲームに没頭していることも子どもたちに影響していないのか。

学校現場では、診断が出た、「この子はこういう子だから、みんなで関わるときにはこういうところをこう注意してあげてほしい。」と担任は言いたいけれど、保護者は「一切、うちの子のことについて、ほかの子と違うということをおんなの前で言わないでほしい。」と言われる。他の生徒は、「先生、何であの子だけ特別扱いにするの、ひいきや。」と捉えてしまう現場の状況がある。その子の特性について、ある程度分かっているが、それを他の生徒には言えず、どのようにその子を守ればよいかが一番悩んでいる。

## 委員長

ゲーム脳の話だが、過度のゲームはゲーム依存として捉えられ、依存の中に一つ含まれている。

隠したがる保護者は、保護者自身がお子さんのことを受け止め切れていないということも関係しているのではないか。保護者自身が発達障害について正しい理解をされていない。保護者がまず子どもの状態を受け入れていけるように支援をすることが不可欠だと思う。保護者の方は、発達障害という診断を受けると、絶望されることがあるが、環境調整、お家での関わり方等において、特に成長期の子どもは状態像が変化するので、そういうことをしっかりお伝えいただきたい。保護者支援が必要であると考えている。

## E 委員

発達障害の子について、結局、周りの子どもにどう教えるか。周りの子どもたちは、加害者までいなくても、やっぱり加害者のような態度になってしまうことが多いと思う。クラスメートに対して、どう先生方は対応すればいいのか、何か方法あるのか。

## 委員長

いい方法というのはなかなかないが、社会が障害をどう理解していくか、そこから始めるべき。障害者理解については、障害者基本法が改正されてきており、そういう認識をベースにどれだけ共有できるかが根本的に必要と思っている。

## E 委員

資料2では、校長先生に研修をされたと言われたが、奈良市教育委員会では毎年、初任者の方にアレルギーの話をしており、別枠にいじめについて研修する時間がある。どの程度、学校の先生、現場の先生たちにいじめに対する取組や研修のプログラムがあるのか知りたい。校長先生だけに言っても、教職員に伝わらないと思う。初任者だけに言っても足りないと思うが、3年目の先生、教務主任の先生、いろんなレベルの対応があると思うがどうか。

担当者

初任者や中堅教諭を対象に、県立教育研究所において、校種別で、いじめを始め、生徒指導も含めて、研修を行っている。また、小学校、中学校、高校の校種別に生徒指導主任の教員の集まりがあるので、全体で講習をしたり、講習会を行ったりしている。

A委員

学校として、いじめについての研修会を幼稚園から高校までの教員を集めてやる時がある。みんなが、「なるほど」と思うのは、弁護士の先生に来ていただいて、「法律的にどうか、先生がこれをやらなければ、やはり法律的に問われる」という内容について実際の例をたくさん語っていただくと、静まり返って、真剣に90分の研修会が終了する。後で、質問をさせていただくことがよくある。こういうことが今、我々教員に問われてるんだということ、ニュース報道で「これは、実はこういう結果でこうなったんだ」と教えていただくと、非常に真剣になる。

委員長

現在、「いじめ防止対策推進法」の改正も議論されており、認知又は対応しない場合に、教員の懲戒も検討されたと聞いている。今後、その議論がどうなっていくかによるが、学校現場の先生方がどう認知していただけるか、先ほどの言葉で言うと、センシティブになって、どう早期発見していただけるかが今後の継続課題であると確認させていただく。

(3) 奈良県いじめ防止基本方針の見直しについて  
事務局〔資料4から10に基づいて説明〕

E委員

アンケートの内容はどういうものか。学校の子どもたちにアンケートを配って、「いじめられていますか」、そんな聞き方なのか。未然防止では、どんな質問か。アンケートがどれだけうまく働いているのかということも含めて、内容を一回見せてもらいたい。

担当者

いじめアンケートは、県内全学校、一斉で統一して行っている。後で、見ていただく。

E委員

アンケートは、委員長も監修に参加されておられるのか。

委員長

内容は把握している。

E委員

奈良県では、この3年間に重大事態の報告はあったのか。



#### 委員長

件数については、以前の協議会で報告いただいたことがある。現状を簡単に教えていただけか。

#### 担当者

昨年度の少し説明をされた部分は、公表という形にはなっていない。ここ限りの議論ということで発言があったと記憶している。非常にデリケートな取り扱いが必要なもの。

#### E 委員

そういう事案は、主には各市町村の教育委員会が重点的にされているのか。県教育委員会が主に関わっているのか。

#### 担当者

重大事態には2つある。1号重大事態は身体、生命、財産にかかわるもの、2号重大事態は一定期間登校ができなくなるような影響のあるもの。また、別添のガイドライン等にもあるが、2号重大事態の調査は、学校が行い、設置者も関わっていく。1号重大事態は、設置者が条例等で設置する第三者委員会等で行う形になっているので、市町村立学校は、市町村教育委員会がイニシアチブをとられる。県立学校は、県教育委員会がイニシアチブをとって、学校とともにその重大事態の内容に応じて取り組んでいくことになる。

#### E 委員

奈良県教育委員会はオブザーバー的な関わりか。

#### 教育長

県立学校は県教委が主導して、学校と県教委と。市町村立学校は、学校と市町村教委とが、その重大事態に対応をしていく。県教委には報告が上がってくる。調査は全部県教育委員会が国へ上げている。

#### 担当者

ガイドラインの中にも、市町村教育委員会については、「早期に都道府県教育委員会とも連携し」、また、「助言を仰ぎ」という文言がある。国の調査は必ず県に上がり、国へまとめて上がる。

#### 委員長

現在も重大事態はある。今後、重大事態の報告をどうするかは検討課題と思う。

「違反し得る」という記載についてはいかがか。

#### F 委員

結論的にはものすごくデリケートである。具体的には裁判が幾つか起こっている。どういうポイントが判断対象になってきているのか。違反するとなれば、民事だと損害賠償請

求が問題になる。また、学校関係だと、公立学校、私立学校も懲戒の対象になってくるところで、この法の趣旨が将来に向かっての改善方向への努力規定を定めたものとなると、違反した、ましてやその違反した結果生じてくる損害賠償や懲戒になじむのかという問題を指摘できる。

しかし、資料8、「いじめ防止対策推進法」の第9条第4項には、「学校の責任を軽減するものと解してはならない」とあり、これの読み方として、「過去そういった事実が認められた場合には、何らかの責任を帯びる」と読める。この第23条第1項には、「いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報、その他の適切な措置をとるものとする」とある。これは前記のように、将来のみの努力目標として規定しているかに見えつつ、過去そういった事実が見られた場合には、何らかのリアクションが予定された規定でもあると言えるのではないのか。

資料9、文部科学大臣決定とあるが、「国のいじめの防止等のための基本的な方針」の30ページ、iii) いじめに対する措置によれば、法第23条第1項に、「学校への通報、その他の適切な措置をとるものとする」とあり、その5行ほど後に、「同項の規定に違反し得る」とある。例えば、その前の行、「いじめに係る情報を抱え込み、教職員云々、同項の規定に違反し得る」という規定の定めになっている。法そのものが、将来の改善に向けての制度趣旨をうたったもの。ところが、個別の条項を見ると、いわゆる違反という言葉につなげてよいような規定の仕方にもなっている。

さて、この違反というのをどのように見ているのか。全体として、基本的には努力規定は前文である。前文は、法ではいわゆる権利義務を定めたものではない。法というのは権利義務を定めたものである。前文があるのは、憲法と教育基本法のみのはずだが、いじめ防止対策推進法は、全体として、前文的な努力法のように思われながら、一部モザイクの構造をしている。

次に、前記の裁判の存在云々と言ったのは、この点の解釈を巡るものである。一つは、学校に対する民事責任を問う形での裁判があったが、原告の代理人弁護士は、この法はそういう根拠規定になっていると主張した。裁判所はそれを棄却している。その理由について、この法そのものは、いわゆる将来の制度化のためのまさに推進法であるから、民事責任を問うのにはなじまないとしている。それは懲戒についても同じことになるかと思われる。

もう一つは、いじめの定義を見ると、当該行為の対象となった当該児童が、心身の苦痛を感じているものとあるが、内心の事象であって外から見えない。そうすると、このような事柄について責任が発生するとか、懲戒という処分が出てくるとか言うのは酷である。したがって、このことも、努力義務規定に止まるとの根拠になり得る。

資料3の5ページ、男の子が涙を拭っている、その下の部分に内心のことが書いてある。それをうかがわせるもの、いじめを意図して行っていない言動でも、偶発的・衝動的に行った言動でも、継続性がない言動でも、相手を特定せずに行った言動でも、好意で行った言動でも、対象児童が心身の苦痛を感じれば、それはいじめ、それを発見しなければならぬと、発見できなかつたら責任を負わなければならないと、このような取扱いとなれば、当の教職員は萎縮してしまう。

ただ、こうは言いつつ、いじめに関わっての事件の処理については、次のようになる。

過失、結果発生の予見可能性があるかどうか。予見可能であったら、結果発生を回避できるかどうか。まずは、予見とはどのように判断するのか。周辺事情を総合的に見て、いじめた側といじめられた側のそれぞれの内心を測るということになる。それが通常の教師の基準で見た場合に、予見が無理となれば、責任発生につながらない（通常責任）。ただ、それでもクラスの中で特にあの子は弱い子だということを担任も常時わかっていたという場合であれば、その子ならこの程度で苦痛を感じたと判断できれば、担任としては責任を免れないということになる（特別責任）。そうすると、本件法律のいじめ規定を違法根拠として、民事責任、懲戒責任の根拠として使えるかもしれない。

制度的に前へ向かって動いていく分には、まさに改善という、望まれた方向へ導いていくという方向は、法としてよく理解できる。しかし、「違反という表現はいかがなものか」、「責任を問えるか問えないか」というようなことに関わって、その根拠付けにも働くと解釈するとすれば、見えにくい内心の問題であるだけに、先程の通常責任の場合にあっては、なじむのかどうか。この辺りが裁判で争いの対象となっている。「違反する」という規定の置き方の当否はデリケートな問題だと今、改めて思う。だから、議論の対象として、更に煮詰めていただけたらと思う。

#### 委員長

こういう定義になっているのは、内心の問題で、一言、「きしょい」と言われて、自殺未遂を起こす児童生徒がいるためであり、子どもの命を守るためには、この定義にしておかねば、危険性があるということだろう。文科省の文言が、「違反し得る」になっており、県もそれに準じたわけだが、実際、非常にデリケートな部分があり、様々な判例があることも聞き及んでいる。文言としては、このまま置いておくほうが、最悪のリスクを避けるためには大事ではないかと思うが、委員の方いかがか。

#### F委員

「違反し得る」という表現、それとも、「努めなければならない」、この両方に関わった問題だと思う。

#### 担当者

この「違反し得る」ということについては、国の基本方針で示されており、「特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込むことをしてはだめだ」ということを伝えたいと思っ  
て入れている。例えば、「特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、全校的な取組としていくことに特に留意しなくてはなりません」というような書き方でも、これは県としての方針なので、よいのではと考えている。いただいた意見を踏まえて、次回までに、委員長とも相談しながら、表現の仕方について事務局で検討する。

#### 委員長

この件については、継続審議でお願いします。

## E委員

資料5、未然防止の「③外部専門家の参加」の規定だが、どんな専門家を考えておられ、また、現実的にそのような専門家が多数おられるのだろうか。

## 担当者

資料6の見直し案15ページ、「学校いじめ対策組織を置く」ということだが、今回、この赤字の部分で、「必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など、外部専門家が参加しながら対応します」と案に追記した。これらを全て入れなければいけないというわけではなく、必要に応じて、各市町村、各学校対応してもらうことになる。

## 担当者

学校において、この組織は、気になる子の情報共有であったり、いじめの認知であったり、週1回あるいは、月1回、常態的に行われている。学年主任の先生や生徒指導担当者、教育相談担当者という形で常会的なものがある。学期に1回、もう少し検証を深めたい時、あるいは大きな事象が発生し臨時会的に行う時に、例えば、全校配置しているSC、あるいは、地域で連携している各警察署の生活安全課の方に入っていただきたいと依頼しておくことも考えられる。さらに重篤な形になった時は、設置者である、市町村立学校なら市町村教育委員会、県立学校なら県教育委員会に相談いただき、県立学校で人が必要になった場合は、数に限界があるが、派遣事業があり、予算を少し確保している。基本的に、そういう組織で頻度高くいじめに感度を上げて学校で対応いただくために、必ず準備をしておこうと、目指している。

## E委員

県としてこういう提言は、大変ありがたいと思う。その次の市町村教育委員会になって、またさらに学校で、これが働いていくのかと思った。

## 担当者

とても大切な観点をいただいた。国の通知にあった部分を県の該当箇所にはめ込む作業をしたので、実態に合わない部分が出てきた。学校が実施する取組にそれを書き込むのが適切かどうかは、検討が必要だということが分かった。この部分に限らず、ほかの文言についても、どの場所にどういう書き方、書きぶりで、学校が実施するところに入れる方がいいのか、県の実施するところに入れる方がいいのかなど、もう一度見直し、正しく本当の運用に合う形で入れさせていただきたいと思う。

## 委員長

本日の議論を簡単にまとめさせていただく。

いじめの認知について、法務局がいろいろ取り組んでいただき、「SOSミニレター」等の取組をしていただいていることが明らかになった。大変ありがたい取組である。なおこの場合は、連絡協議会なので、例えば「SOSミニレター」で先生に言えない場合には、

SCもいる、こういう相談機関もあると、併せて周知いただければ幸いである。

学校内でのいじめの未然防止等においては、子どもたちの受け止め方や保護者間の関係についてもいろいろなことがあって、いじめの背景にはそういう様々な人間関係があるという発言があった。これはその通りだが、これを一挙に解消するのは非常に難しいことで、いじめの認知に対する社会的な通念の共有、そういう点において、継続課題にしたい。

弁護士による研修が先生方には効果的であるという発言もいただいた。今後またその点について、取り組んでいけたらということで、継続課題にしたい。

県警もいろいろな対応いただいているという報告があり、大変ありがたい。具体的な報告も賜り、現状がよく分かった。

発達障害については、かなり情報量が多かったと思う。今後整理して、どのように施策に生かしていけるのか事務局と対応する。

奈良県いじめ防止基本方針に関して、アンケートがどういうものであるのか、重大事態が実際どのくらい起こっているのか等についての質問を受けた。協議会なので、できるだけ情報開示していく方向で、事務局と検討させていただきたい。

ポイント3の②「違反し得る」については、「内心の問題である」という司法的観点から重要なお指摘をいただいた。この文言については、事務局とも協議しながら次回の検討課題とさせていただきたい。

いじめの認知について、現場がいじめをどのように理解しておられるのか、課題があることが共有された。これについては、スピード感を持って進めてまいりたい。